様式第6号（第24条、第25条、第33条関係）（乙）(3)

〔記入に当たっての注意事項〕

この申告書は、納付する保険料等を添えて日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店）、所轄都道府県労働局又は所轄労働基準監督署のいずれかに提出して下さい。

○取扱上の注意

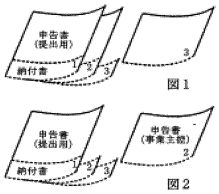
1　この様式は、ノーカーボンの３枚１組の複写式になっていますが、記入するに当たっては、まずこの説明書きの部分を図１のように下のきりとり線から切り離して下さい。

2　複写式の紙面が汚れやすいので、注意しながらボールペンで記入して下さい。

3　申告書及び納付書の記入が終わりましたら、申告書の事業主控を切り取って保存して下さい。この場合、残りの提出用申告書と納付書は切り離さないように注意して下さい。

申告書に保険料等を添えて日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店）、所轄都道府県労働局又は所轄労働基準監督署の窓口へ提出するときは図２のようになります。

4　この申告書及び納付書は、なるべく折り曲げないようにし、やむをえない場合には折り曲げマーク（▶◀）の所で折り曲げて下さい。



1　□□□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学文字読取装置（ＯＣＲ）で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、必要以上に折り曲げたりしないこと。

2　記入すべき事項のない欄又は記入枠は空欄のままとし、事項を選択する場合には該当事項を○で囲むこと。なお、※印のついた欄又は記入枠には記入しないこと。

3　記入枠の部分は、必ず、黒色のボールペンを使用し、枠からはみださないように大きめのカタカナ、漢字、ひらがな及びアラビア数字で明瞭に記入すること。

4　①欄には、付与されている労働保険番号を記入すること。

5　②欄には、保険関係が成立した年月日を記入すること。

6　③欄には、事業の期間中における１日平均使用労働者数（延使用労働者（臨時及び日雇を含む。）を所定労働日数で除したものをいう。）を記入すること。

7　④欄には、「労災保険率表」の事業の種類又は作業の種類を記入すること。

8　⑤欄には、この申告書を増加概算保険料申告書として使用する場合に、保険料算定基礎額の見込額が増加した年月日を記入すること。

9　⑥欄には、確定保険料及び一般拠出金申告書として使用する場合は事業終了年月日を、増加概算保険料申告書として使用するに際し、事業の終了予定年月日に変更がある場合は、変更後の事業終了予定の年月日を記入すること。

10　⑦欄には、該当する項目を○で囲むこと。

11　⑧欄には建設の事業について、次により記入すること。

(1)（ロ）欄には、注文者その他の者から当該事業に使用するために材料の支給又は機械器具等の貸与を受けた場合には、その材料の価格又は機械器具等の損料相当額（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第１３条第２項第１号ただし書の規定に基づき厚生労働大臣が定める物（以下「工事用物」という。）の価額を除く。）を記入すること。

(2)（ハ）欄には、請負代金の額に工事用物の価額が含まれている場合には、その価額を記入すること。

12　⑨欄には、立木の伐採の事業についての素材の生産量（確定保険料及び一般拠出金申告書として使用する場合）又は素材の見込生産量（概算又は増加概算保険料申告書として使用する場合）を記入すること。

13　⑩欄には、建設の事業にあっては労務費率表の事業ごとに定められた請負金額に乗ずる率を、立木の伐採の事業にあっては所轄都道府県労働局長が定める素材１立方メートルを生産するために必要な労務費の額を記入すること。

14　⑬欄、⑲欄及び㉙欄には、賃金総額の特例による場合、建設の事業にあっては⑧欄の(ニ)の額に⑩欄の労務費率を乗じて得た額を、また、立木の伐採の事業にあっては⑨欄の素材の生産量又は素材の見込生産量に⑩欄の労務費の額を乗じて得た額を記入すること。

15　㉓欄には、概算保険料を延納する場合にその納付回数を記入すること。

16　㉕欄の(イ)又は(ロ)に記入した額を納付書の「労働保険料」欄へ、(ハ)に記入した額を納付書の「一般拠出金」欄へそれぞれ転記し、納付書の「労働保険料」欄の額と「一般拠出金」欄の額の合計額を「納付書（合計額）」欄に記入すること。

17　㉗欄には、保険関係が成立した事業の所在地及び名称を記入すること。

18　㉘欄には、事業主の住所（法人のときは主たる事務所の所在地）・名称・氏名（法人のときは代表者の氏名）について記入すること。なお、事業主の氏名記入欄については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記入すること。

19　㉜欄には、既に納付した概算保険料の額のうち、確定保険料の額を超える額について、㉛欄の一般拠出金に充当することを希望する場合に、「２」と記入すること。